

基金だより

2020年

4月

Hibrid-Turf
The Latest Artificial Turf that Feels Even More Like the Real Thing



神宮球場

(スポーツ用人工芝)

MIR[△]IE



(住宅用制震ダンパー)

産業品

VEURO
VE304



タイヤ

DUNLOP



スポーツ



XXIO
ELEVEN



住友ゴム連合企業年金基金

2020年度/ 基金予算のお知らせ

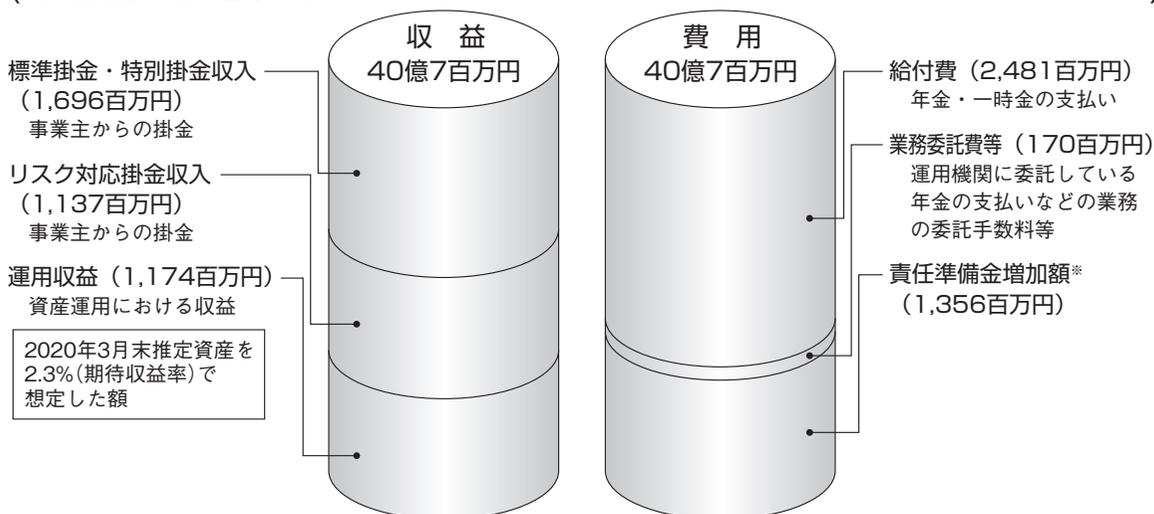
3月2日に開催されました第35回代議員会で、当基金の2020年度予算が可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。

年金資産は522億7百万円に

年金経理

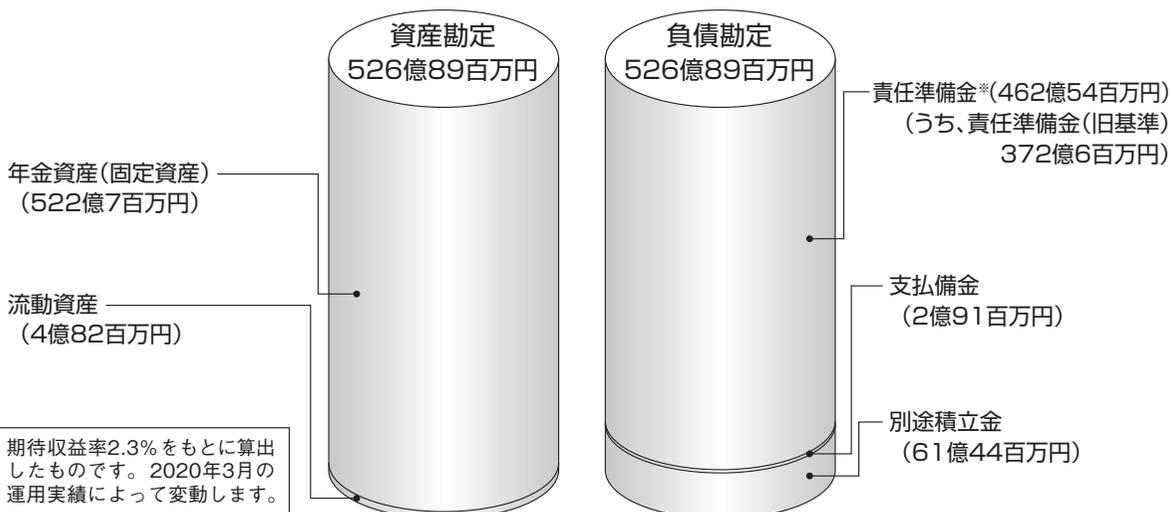
年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

1年間の収支見込み 基金の主な収入源である掛金、年金や一時金の支払い、年金資産の運用損益など（予定損益計算書・経常収支）の1年間の収支を見込みます。



※2018年度に実施した財政再計算（およびリスク対応掛金拠出）により、「新財政運営基準」が導入されました。新基準により、原則年金資産の増加（旧基準の剰余金）分、責任準備金が増加することになり、剰余金が発生しにくくなりました。

財政バランス 将来の年金・一時金の支払いおよび運用悪化に備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額（責任準備金）と、保有する年金資産とのバランスを予測します。（予定貸借対照表）



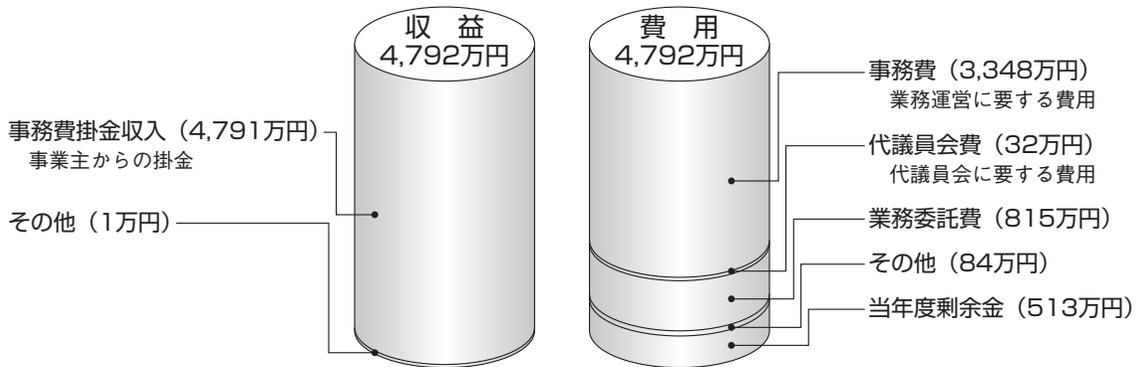


業 務 経 理 (業務会計)

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額370円を事業主負担で徴収しています。

尚、2019年度末（2020年3月末）の資産残高は38百万円程度となる見込みです。



予 算 の 基 礎 数 値

2020年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 加入事業所数： 27社

2. 加入者数： 10,792人

3. 掛金 標準掛金： 1,632百万円

特別掛金： 64百万円

リスク対応掛金： 1,137百万円

事務費掛金： 48百万円

4. 給付 年金給付： 1,007百万円

選択一時金： 1,152百万円

脱退一時金： 284百万円

遺族一時金： 35百万円



令和2年度の年金額改定についてお知らせします

～年金額は昨年度から0.2%のプラス改定です～

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

令和2年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(0.5%)が名目手取り賃金変動率(0.3%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.3%)を用います。

さらに令和2年度は、名目手取り賃金変動率(0.3%)にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率(▲0.1%)が乗じられることになり、改定率は0.2%となります。

○令和2年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	令和元年度(月額)	令和2年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008円	65,141円 (+133円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,266円	220,724円 (+458円)

※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

◆年金に関する窓口相談、電話相談の利用について

日本年金機構では、書類の再交付申請などの手続きだけでなく年金相談も受け付けています。全国の年金事務所、街角の年金相談センターでは窓口相談が可能なほか(要予約)、「ねんきんダイヤル」では、年金相談に関する一般的な問い合わせができます。お問い合わせの際には、本人確認のための書類などが必要になりますので、お手もとにご用意ください。

窓口相談

年金相談・書類の再交付申請

電話相談「ねんきんダイヤル」

年金相談

※受取先金融機関は、電話で回答されません。

窓 口 相 談

「予約専用電話」

0570-05-4890

(ナビダイヤル)

050で始まる電話でかける場合は

03-6631-7521 (一般電話)

受付時間:月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日は利用不可

電 話 相 談

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165

(ナビダイヤル)

050で始まる電話でかける場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間:月 曜 日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用不可



年金を受け始めてからの案内を確認しておきましょう



年金を受けている間も日本年金機構から通知や手続の案内が届きます。重要なお知らせなので、確認し大切に保管してください。

年金機構から送付される通知・手続きの案内など

「年金振込通知書・年金額改定通知書」

国の年金について、年間の支払額をお知らせするのが「年金振込通知書」で、年一回ハガキ形式で送付されます。年金額が改定されたときは、「年金額改定通知書」と一体となった「統合通知書」として送付されます。

「扶養親族等申告書」

年金から所得税が源泉徴収されている方には、毎年9月ごろ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます。翌年の年金から源泉徴収される所得税額の計算に欠かせない書類です。必要事項を記入のうえ、期限内に日本年金機構へ提出します（ただし、控除対象となる配偶者等がない、また自身が障害者控除等に該当しない場合は提出不要です）。

「源泉徴収票」

1年間に源泉徴収された所得税額が記載されている「公的年金等の源泉徴収票」は、毎年1月に送付されます（障害年金や遺族年金は非課税所得であるため送付されません）。源泉徴収票は所得税の確定申告（還付申告）に必要なもので、大切に保管してください。

書類の再交付を申請する際の手続

日本年金機構から送付された書類を紛失した場合は、再交付の申請ができます。申請書類は、最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターに備え付けてあるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードすることもできます。また、源泉徴収票など一部の書類は「ねんきんダイヤル」(4頁参照)からも申請できます。

年金あるある

振込通知書が4月ではなく6月に送られるのはなぜ？

年金の支払は年6回の偶数月となっています。その各支払月に2ヵ月分ずつ支払われます。年度最初の年金額（4月分と5月分）が6月に支払われることから、通知書の送付は6月となっています。それが「年金振込通知書」です。

一方、年金額が改定されたときは「年金額改定通知書」が送付されます。前年度から年金額の変更がない方には年金振込通知書が、改定された方には改定通知書と振り込み通知書が一体になった「統合通知書」が送られてきます。

年金制度改正

政府は「多様な就労形態」と「高齢期間の長期化」への対応をキーワードに、公的年金制度および企業年金制度の改正法案が、2020年の通常国会に提出されます。

短時間労働者への適用拡大は2段階で実施

厚生年金・国民年金など公的年金制度における主な改正事項は以下のとおりです。

(1) 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大

現在、従業員501人以上の企業（500人以下の場合は労使合意が前提）を対象に、①週の所定労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、などの要件を満たしている**短時間労働者**には、社会保険が適用されています。それが、2022年10月に101人以上の企業に、2024年10月には51人以上の企業に**適用拡大**されます。

(2) 在職老齢年金の見直し

現在、60歳～64歳で会社勤めをしている場合、年金月額と給与の合計が28万円を超えると、年金月額と給与に応じて年金額が調整されます（**在職老齢年金**）。この28万円が、65歳以降の調整と同じ47万円に引き上げられます。

(3) 受給開始時期の75歳への拡大

現在、65歳から受給する老齢基礎年金・老齢厚生年金は、70歳まで繰り下げて受給することができます。その際、1ヵ月繰り下げごとに**0.7%ずつ増額**されます。それが、**75歳までの繰下げ**を可能とし、0.7%の増額率が適用されるようになります。一方、60歳以降で繰り上げて受給する場合の1ヵ月ごとの減額率が、0.5%から**0.4%に緩和**されます。

老後資産形成に企業年金をより活用しやすく

企業年金の中心である確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(企業型DC)も、個人型DC(iDeCo)を含めて改正されます。

(1) 加入可能年齢と受給開始時期の拡大

現在、**企業型DC**の加入年齢は65歳未満(60歳以降は60歳前と同じ企業に勤めていることが前提)になっています。それがDBと同じく70歳未満まで可能になり、60歳以降の条件もなくなります。**iDeCo**の加入では、60歳未満の国民年金の加入者という条件がありますが、厚生年金の加入者と国民年金の任意加入者は、65歳未満まで可能になります。

また、60歳から70歳の間で個人が選択できる**DCの受給開始時期**が、75歳まで引き上げられます。60歳から65歳の間で企業が設定できる**DBの受給開始時期**は、70歳まで拡大されます。

(2) 中小企業向け制度の対象範囲の拡大

中小企業向けの**簡易型DC^{*1}**と**iDeCoプラス^{*2}**の対象を、現在の100人以下の企業から300人以下に拡大します。

このほか、企業型DCの加入者がiDeCoに加入できる「規約で定めた場合」との要件撤廃や、事務手続面の緩和が行われます。

*1 設立条件や必要な手続を簡素化した企業型DC。

*2 企業年金を実施していない中小企業が、iDeCo加入の従業員に追加の掛金を拠出する制度。



自宅の相続に関する法律が変わったと聞きました。内容を教えてください。

相続法の大幅な改正が段階的に施行されていますが、2020年4月からは、配偶者の住まいと生活費の確保のために創設された「配偶者居住権」に関する法律がスタートとなっています。

●アドバイス● 価値生活研究室

伊川美希
いかわみき

1級ファイナンシャル・プランニング技能士、日本メンタルヘルス協会公認心理カウンセラー。



「配偶者居住権」とは、配偶者が自宅に住み続けられる権利のことです。これには、短期居住権と長期居住権の2種類があり、対象となるのは、亡くなった人が所有していた建物で、配偶者が相続開始時に住んでいたものです。

まず、短期居住権は、相続発生後も遺産分割終了まで(相続開始から最低6ヵ月は保障)は、配偶者が住み続けられるというものです。たとえ第三者に建物の所有権が渡っても、次の住居を探す時間が確保できます。

長期居住権は、配偶者が自宅の所有権を持っていなくても、終身または一定の期間について自宅に住み続けることができるというものです。居住できる期間は、遺言や遺産分割協議をもとに決められます。

●自宅に関する権利を分けることで配偶者の生活資金を確保

相続が発生した場合、亡くなった人の配偶者が受け取れる相続財産の法定相続分(法律上定められた取り分)は、家族構成により異なり、配偶者と子ども1人の場合は全体の2分の1です。例えば、亡くなった人の相続財産が自宅2000万円と預貯金3000万円の場合、配偶者は自宅を取得することで住む場所を確保できますが、取得できる預貯金は500万円となってしまい、そのあとの生活費に不安が残ります。

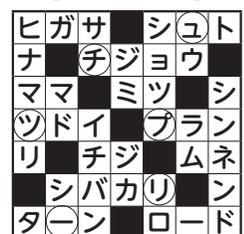
このような問題を解決するために、自宅に関する権利を、配偶者が取得する「配偶者居住権(長期居住権)」と配偶者以外の人が取得する「負担付き所有権」に分けるのが今回の改正です。先ほどのケースでは、改正後に配偶者が受け取れる財産は配偶者居住権1000万円と預貯金1500万円、子どもが受け取れる財産は負担付き所有権1000万円と預貯金1500万円となり、配偶者は自宅に住み続けながら、生活資金となるその他の資産を従来に比べて1000万円多く取得できるようになります。実際の居住権の評価額は、配偶者の平均余命などをもとに決められるため、高齢になるほど評価額が低く抑えられ、その分、他の相続財産を多く取得できません。

●配偶者居住権の設定には登記を忘れずに

注意点は、配偶者居住権(長期居住権)は登記なしでは効力が発揮されない点です。所有権を持つ人が他人に売却すると配偶者は自宅に住み続けられなくなるため、登記の手続きをして権利を確保する必要があります。相続財産の分割は、遺言や遺産分割協議等により法定相続分とは異なる分割をしてもよい場合、この配偶者居住権の設定を必要としないケースもありますが、残された家族が困らないように制度の利用が必要かどうか一度検討しておきましょう。

解答

脳が目覚めるパズル
【クロスワード】



答「チュリーリップ」

